

令和4年第2回

千葉県後期高齢者医療広域連合議会  
定例会議案

千葉県後期高齢者医療広域連合



## 目 次

|         |  |       |
|---------|--|-------|
| 議案第 1 号 | 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について | 1 頁   |
| 議案第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について) | 4 頁   |
| 議案第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について) | 9 頁   |
| 議案第 4 号 | 令和 3 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について                               | 2 3 頁 |
| 議案第 5 号 | 令和 3 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について                               | 2 4 頁 |
| 議案第 6 号 | 令和 4 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)                                 | 2 5 頁 |
| 議案第 7 号 | 令和 4 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第 1 号)                                 | 2 6 頁 |



## 議案第 1 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 8 日 提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

### 提案理由

四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正について、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める必要があるため。

## 千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合格約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

別表第2第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

### 附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

| 改 正 前   | 改 正 後   |          |     |  |                  |                               |     |  |   |          |          |     |  |                  |   |     |  |
|---|---|----------|-----|--|------------------|-------------------------------|-----|--|---|----------|----------|-----|--|------------------|---|-----|--|
| 別表第1 (第2条関係)<br>(略) <u>安房郡市広域市町村圏事務組合</u> (略)   | 別表第1 (第2条関係)<br>(略) <u>安房郡市広域市町村圏事務組合</u> <u>四市複合事務組合</u> (略) |          |     |  |                  |                               |     |  |   |          |          |     |  |                  |   |     |  |
| 別表第2 (第3条第1項関係)   | 別表第2 (第3条第1項関係)   |          |     |  |                  |                               |     |  |   |          |          |     |  |                  |   |     |  |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">共同処理する事務</td> <td style="width: 50%;">共同処理する団体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第11号に掲げる事務</td> <td>(略) <u>安房郡市広域市町村圏事務組合</u> (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> | 共同処理する事務  | 共同処理する団体 | (略) |  | 第3条第1項第11号に掲げる事務 | (略) <u>安房郡市広域市町村圏事務組合</u> (略) | (略) |  | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">共同処理する事務</td> <td style="width: 50%;">共同処理する団体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第11号に掲げる事務</td> <td>(略) <u>安房郡市広域市町村圏事務組合</u> <u>四市複合事務組合</u> (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> | 共同処理する事務 | 共同処理する団体 | (略) |  | 第3条第1項第11号に掲げる事務 | (略) <u>安房郡市広域市町村圏事務組合</u> <u>四市複合事務組合</u> (略) | (略) |  |
| 共同処理する事務  | 共同処理する団体  |          |     |  |                  |                               |     |  |   |          |          |     |  |                  |   |     |  |
| (略)   |   |          |     |  |                  |                               |     |  |   |          |          |     |  |                  |   |     |  |
| 第3条第1項第11号に掲げる事務  | (略) <u>安房郡市広域市町村圏事務組合</u> (略)                                 |          |     |  |                  |                               |     |  |   |          |          |     |  |                  |   |     |  |
| (略)   |   |          |     |  |                  |                               |     |  |   |          |          |     |  |                  |   |     |  |
| 共同処理する事務  | 共同処理する団体  |          |     |  |                  |                               |     |  |   |          |          |     |  |                  |   |     |  |
| (略)   |   |          |     |  |                  |                               |     |  |   |          |          |     |  |                  |   |     |  |
| 第3条第1項第11号に掲げる事務  | (略) <u>安房郡市広域市町村圏事務組合</u> <u>四市複合事務組合</u> (略)                 |          |     |  |                  |                               |     |  |   |          |          |     |  |                  |   |     |  |
| (略)   |   |          |     |  |                  |                               |     |  |   |          |          |     |  |                  |   |     |  |

## 議案第 2 号

### 専決処分の承認を求めることについて

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分したので、承認を求める。

令和 4 年 1 1 月 8 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

### 提案理由

国家公務員の育児休業等に関する制度改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するほか、所要の改正を行うため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分により制定したので、地方自治法第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。



## 専 決 処 分 書

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成30年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中（ア）を削り、（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第23条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第27条を第29条とし、第26条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第27条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第28条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案  
新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 職員として引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>(ウ)</u> (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p>                                | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア)</u> (略)</p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> |
| <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u>（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア <u>職員として引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> | <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員</u>（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> |
|  | <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第27条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、<u>当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、</u></p>   |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>(委任)<br/>第27条 (略)</p> | <p><u>当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第28条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u><br/> (2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u><br/> (3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(委任)<br/>第29条 (略)</p> |
|--------------------------|--|

## 議案第 3 号

### 専決処分の承認を求めることについて

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分したので、承認を求める。

令和 4 年 1 1 月 8 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

### 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和に係る改正を行うほか、非常勤職員の育児休業等について定めるため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分により制定したので、地方自治法第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

## 専 決 処 分 書

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年9月30日専決

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成30年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「いう。）（」の下に「当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）

において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き職員として採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第2号ウを削る。

第4条第2号中「この条及び次条第1号において」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合

に該当して育児休業をしている場合であって第6条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)



後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第5条を次のように改める。

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合)

第5条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第6条を削る。

第7条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第5条」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に職員として引き

続き」を「引き続いて職員に」に、「伴い、当該」を「伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第7条 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第15条第1号中「第7条第1号ア」を「第6条第1号ア」に改め、同条第2号中「第7条第2号ア」を「第6条第2号ア」に改め、同条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「勤務時間条例」を「千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「勤務時間条例」という。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案  
 新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第5条の規定に該当する場合にあっては、<u>2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び職員として引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>第4条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日</u>、第5条の規定に該当する場合にあっては<u>当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び職員として引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子につ</u></p> |

いて当該非常勤職員が第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き職員として採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(削る)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に職員として引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)

第4条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)

第4条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該

子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条第1号において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に職員として引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれに

子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第6条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

も該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合)

第5条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に職員として引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合)

第5条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第6条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「勤務時間条例」という。）第14条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇について同条後段の規定により規則で定める期間を考慮して規則で定める期間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第7条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) (略)

(7) 第4条第3号に掲げる場合に該当すること又は第5条の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に職員として引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(削る)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第6条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(削る)

(5) (略)

(6) 第4条第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて職員に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子に



日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする  
こと。

(新設)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第15条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第7条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第18条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第7条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定め

ついて、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする  
こと。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第7条 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第15条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第6条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第18条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第6条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定め

る勤務の形態)

第16条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日及び1回の勤務が勤務時間条例第4条第2項本文の規定による規則の定めるところによるものに限る。)とする。

(1)・(2) (略)

る勤務の形態)

第16条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日及び1回の勤務が千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第2項本文の規定による規則の定めるところによるものに限る。)とする。

(1)・(2) (略)

## 議案第 4 号

令和 3 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算  
の認定について

令和 3 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を、別添の  
とおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 1 1 月 8 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

### 提案理由

地方自治法第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 3 条第 3 項の規定  
により認定を求める。

## 議案第 5 号

令和 3 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算  
の認定について

令和 3 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を、別添の  
とおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 1 1 月 8 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

### 提案理由

地方自治法第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 3 条第 3 項の規定  
により認定を求める。

議案第6号

令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
(第1号)

令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について、別添のとおり議決を求める。

令和4年11月8日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井崎 義治

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により議決を求める。

議案第7号

令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算  
(第1号)

令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)について、別添のとおり議決を求める。

令和4年11月8日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井崎 義治

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により議決を求める。

